

海田町告示第 3 5 号

海田町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

海田町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示

海田町産後ケア事業実施要綱（平成 2 9 年海田町告示第 8 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「次の各号の要件のいずれかに該当すると町長が認める」を「産後ケアを必要とする」に改め、同項各号を削る。

第 7 条第 2 項中「次の」を「生活保護法の規定による被保護世帯（以下「生活保護世帯」という。）又は当該年度（4 月から 6 月に申請する場合は前年度）の市町村民税が非課税の世帯（以下「市町村民税非課税世帯」という。）に属する場合はその旨を証明する」に改め、同項各号を削る。

第 8 条第 2 項中「及び海田町産後ケア事業利用承認通知書（第 2 号様式）」を削る。

別表第 1 宿泊型サービスの項中「7, 5 0 0 円」を「8, 7 5 0 円」に改め、同表デイケア型サービスの項中「3, 7 5 0 円」を「4, 5 0 0 円」に改め、同表アウトリーチ型サービスの項中「2, 7 5 0 円」を「3, 2 5 0 円」に改める。

別表第 2 宿泊型サービスの項中「7, 5 0 0 円」を「8, 7 5 0 円」に改め、同表デイケア型サービスの項中「3, 7 5 0 円」を「4, 5 0 0 円」に改め、同表アウトリーチ型サービスの項中「2, 7 5 0 円」を「3, 2 5 0 円」に改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 1 3 条関係）

サービス種別	費用
宿泊型サービス	1 日につき 3 5, 0 0 0 円
	多胎児加算 1 人 1 日 5, 0 0 0 円
	兄弟及び 4 か月以降児受け入れ加算 1 人 1 日 6, 0 0 0 円
	夜間職員 2 名以上配置加算 1 人 1 日 8, 4 0 0 円
デイケア型サービス	1 日につき 1 8, 0 0 0 円
	多胎児加算 1 人 1 日 3, 0 0 0 円

	兄弟及び4か月以降児受け入れ加算 1人1日3,000円
アウトリーチ型サービス	1回につき 13,000円 多胎児加算 1人1回2,000円

別記様式第10号及び別記様式第11号を次のように改める。

海田町産後ケア事業利用報告書

【 年 月分】

（契約書と同様に御記入ください。）

住 所			
事業者名		TEL	
代表者名			

下記のとおり事業を実施したので、報告します。

1 宿泊型

利用者氏名	加算	利用時間	開始時間	終了時間	日数	1日当たり単価	1日当たり自己負担額	世帯区分※	海田町への請求金額
		日～ 日	:	:		35,000			
	多胎	日～ 日	:	:		5,000			
	兄弟/4か月以降児	日～ 日	:	:		6,000			
	夜間職員2名以上	日～ 日	:	:		8,400			

2 デイケア型

利用者氏名	加算	利用日	開始時間	終了時間	日数	1日当たり単価	1日当たり自己負担額	世帯区分※	海田町への請求金額
		日	:	:		18,000			
	多胎	日	:	:		3,000			
	兄弟/4か月以降児	日	:	:		3,000			

3 アウトリーチ型

利用者氏名	加算	利用日	開始時間	終了時間	回数	1回当たり単価	1日当たり自己負担額	世帯区分※	海田町への請求金額
		日	:	:		13,000			
		日	:	:		13,000			
		日	:	:		13,000			
	多胎	日	:	:		2,000			

※宿泊型の1日とは、0時から24時までとする。
※デイケア型の1日とは、10時から19時までとする。
※世帯区分欄には1、2いずれかを記入。加算については、区分はなし。
【区分1】市町村民税課税世帯 【区分2】市町村民税非課税世帯・生活保護世帯
※必要に応じて行を追加すること。

産後ケア事業委託料請求書

年 月 日

海 田 町 長 様

請求者

住 所

氏 名

印

次のとおり産後ケア事業の委託料を請求します。

(月実施分)

【振込先】
金融機関名
支店名
口座種類（普通・当座）
口座番号
口座名義

請求金額									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【内訳】

内 容				利用日数	小 計
	世帯 区分	加算	単価		
宿泊型	1		35,000 円－8,750 円	日	円
	2		35,000 円－0 円	日	円
	—	多胎児	5,000 円	日	円
	—	兄弟／ 4 か月以降	6,000 円	日	円
	—	夜間職員 2 名以上配 置	8,400 円	日	円
デイケア型	1		18,000 円－4,500 円	日	円
	2		18,000 円－0 円	日	円
	—	多胎児	3,000 円	日	円
	—	兄弟／ 4 か月以降	3,000 円	日	円
アウト リーチ型	1		13,000 円－3,250 円	回	円
	2		13,000 円－0 円	回	円
	—	多胎児	2,000 円	回	円
合 計					円

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和８年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の別表第１の規定による利用者自己負担額及び別表第３の規定による費用については、令和８年４月１日以降に実施した産後ケアについて適用し、同日前に実施した産後ケアに係る利用者自己負担額及び費用については、なお従前の例による。